

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年6月28日

水曜日

第5101号

目次

条 例

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	4
○富山県税条例の一部を改正する条例	
○富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16

条 例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例及び富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第26号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第1号中「ゴイサギ（ニクティコラクス・ニクティコラクス）、カルガモ（アナス・ポエキロリュンカ）、キジバト（ストレプトペリア・オリ

エンタリス)、ヒヨドリ(ヒプシペテス・アマウロティス)、スズメ(パセル・モンタヌス)、ムクドリ(ストゥルヌス・キネラケウス)、ハシボソガラス(コルヴス・コロネ)、ハシブトガラス(コルヴス・マクロリュンコス)、カワラバト(ドバト)(コルムバ・リビア)、ノウサギ(レプス・ブラキユウルス)、タヌキ(ニクテレウテス・プロキオニデス)、ハクビシン(パグマ・ラルヴァタ)、ノイヌ(カニス・ファミリアリス)及びノネコ(フェリス・カトゥス)を「*Nycticorax nycticorax*(ゴイサギ)、*Anas zonorhyncha*(カルガモ)、*Streptopelia orientalis*(キジバト)、*Hypsipetes amaurotis*(ヒヨドリ)、*Passer montanus*(スズメ)、*Spodiopsar cineraceus*(ムクドリ)、*Corvus corone*(ハシボソガラス)、*Corvus macrorhynchos*(ハシブトガラス)、*Columba livia*(カワラバト(ドバト))、*Lepus brachyurus*(ノウサギ)、*Nyctereutes procyonoides*(タヌキ)、*Paguma larvata*(ハクビシン)、*Canis familiaris*(ノイヌ)及び*Felis catus*(ノネコ)に改め、同項第2号中「ニホンザル(マカク・フスカータ)」を「*Macaca fuscata*(ニホンザル)」に、「イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)」を「*Sus scrofa*(イノシシ)及び*Cervus nippon*(ニホンジカ)」に改める。

別表第2第2の2項第2号中「ニホンザル(マカク・フスカータ)」を「*Macaca fuscata*(ニホンザル)」に、「イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)」を「*Sus scrofa*(イノシシ)及び*Cervus nippon*(ニホンジカ)」に、「及び黒部市」を「、黒部市及び南砺市」に改める。

別表第3第3の2項第2号中「イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)」を「*Sus scrofa*(イノシシ)及び*Cervus nippon*(ニホンジカ)」に改める。

別表第4第1の3項第2号中「ニホンザル(マカク・フスカータ)、イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)」を「*Macaca fuscata*(ニホンザル)、*Sus scrofa*(イノシシ)及び*Cervus nippon*(ニホンジカ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第2の2項第2号の改正規定(「及び黒部市」を「、黒部市及び南砺市」に改める部分に限る。)及び

次項の規定は、令和5年7月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際別表第2第2の2項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において南砺市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、南砺市長がした処分その他の行為又は南砺市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(ワンチームとやま推進室)

富山県条例第27号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第10項を次のように改める。

- 10 第20条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る富山県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、当該手当の額は、作業1日につき4,000円を超えない範囲において人事委員会規則で定める額とする。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とする。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第28号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の391の項を次のように改める。

391 削除		
--------	--	--

別表第1の451の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の451の項の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

（財 政 課）

富山県条例第29号

富山県税条例の一部を改正する条例

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条の3第1項中「第2項又は」を「第3項又は」に改める。

第41条第2項中「第8条」を「第57条の4の2」に改める。

第138条の2第1項第4号ア(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)を次のように改める。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第138条の2第1項第4号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」を「基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第138条の4におい

て「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)以上(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上)」に改め、同号カを削り、同号キ中「第9条の2第16項」を「第9条の2第15項」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号キを同号カとし、同項第5号ア中「第9条の2第17項」を「第9条の2第16項」に改め、同号ア(ア)a中「第9条の2第18項」を「第9条の2第17項」に改め、同号ア(ア)b中「第9条の2第19項」を「第9条の2第18項」に改め、同号ア(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号イ中「第9条の2第20項」を「第9条の2第19項」に改め、同項第6号ア中「第9条の2第21項」を「第9条の2第20項」に改め、同号ア(ア)中「第9条の2第22項」を「第9条の2第21項」に、「第9条の2第23項」を「第9条の2第22項」に改め、同号ア(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号イ中「第9条の2第24項」を「第9条の2第23項」に改め、同号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の2第25項」を「第9条の2第24項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号エ中「2.5トンを超え」を削り、「第9条の2第26項」を「第9条の2第25項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の110を乗じて得た数値以上」に改め、同号カ(ア)a中「第138条の4第1項第3号オ(ア)a及び第2項第3号エ(ア)a」を「第138条の4第1項第3号キ(ア)a及び第2項第3号オ(ア)a」に改め、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第3項及び第138条の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115」に改め、同号カを同号キとし、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の2第26項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の2第2項の表以外の部分中「からエまで」を「、イ及びオ」に改め、「並びに」の次に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第4号ア(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第4号ウ(イ)の項及び第4号エ(イ)の項を削り、同表に次のように加える。

第4号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の105	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の163
---------	---------------------------	----------------------------

第138条の2第3項の表第4号ア(イ)の項、第5号ア(イ)の項及び第6号ア(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改める。

第138条の4第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号

イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、

同号イに次のように加える。

- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

- エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第19項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第138条の4第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第21項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の

- 1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第22項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第138条の4第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第24項に規定するもの
- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上である

こと。

第138条の4第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第138条の4第4項の表以外の部分中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第138条の4第5項の表以外の部分中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、

第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

附則第6条の5第1項の表2の項中「自衛隊」の次に「又は法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊」を加える。

附則第6条の6の3第2項中「第2項第3号ア」の次に「若しくはイ」を加える。

附則第6条の6の4第3項及び附則第6条の10第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第138条の2第1項第4号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同

号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第5号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第6号ア(イ)中「100分の80」を「100分の90」に改め、同号イ(イ)中「100分の85」を「100分の95」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第3項及び第138条の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115」を「令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第138条の4において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の105」に改め、同条第2項の表第4号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の173」を「100分の194」に改め、同表第4号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の184」を「100分の205」に改め、同条第3項の表以外の部分中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項の表第4号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第4号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同表第5号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第5号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同表第6号ア(イ)の項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の116」を「100分の130」に改め、同表第6号イ(イ)の項中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の123」を「100分の138」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第6号キに係る部分に限る。）の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第9条の2第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第138条の4第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号キ(イ)中「令和7年度以降の各年度において適用さ

れるべきものとして定められたもの（第4項及び第138条の4において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の105」とあるのは、「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の115」と読み替えるものとする。

第138条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分

の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第6条の6の3第2項を削る。

附則第6条の6の4第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第6条の6の5中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第6条の7第2号中「軽油自動車」を「第138条の2第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第38条の3第1項の改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第2条及び附則第4条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第1条中附則第6条の5第1項の改正規定及び次条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

(軽油引取税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の5の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第6条の10の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第4条 第2条の規定による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、2号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第30号

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づ
く移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円
滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第53
号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作によ
り道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（
昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。
）及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（警・交通規制課）